

医政発0330第28号
令和8年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」の一部改正について

特定行為に係る看護師の研修制度の内容や具体的な運用基準等については、「保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について」（平成27年3月17日付け医政発0317第1号厚生労働省医政局長通知。以下「局長通知」という。）により示しているところであるが、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会での議論を踏まえ、局長通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したため通知する。

貴職におかれては、これを御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知いただくとともに、引き続き、本制度の円滑な実施に御協力をお願いします。

新旧対照表

新	旧
<p>医政発0317第1号 平成27年3月17日 一部改正 平成29年11月8日 一部改正 令和元年5月7日 一部改正 令和元年10月29日 一部改正 令和2年3月27日 一部改正 令和2年10月30日 一部改正 令和6年4月5日 一部改正 令和7年9月26日 一部改正 令和8年3月30日</p>	<p>医政発0317第1号 平成27年3月17日 一部改正 平成29年11月8日 一部改正 令和元年5月7日 一部改正 令和元年10月29日 一部改正 令和2年3月27日 一部改正 令和2年10月30日 一部改正 令和6年4月5日 一部改正 令和7年9月26日</p>
<p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省医政局長</p> <p>保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について</p> <p>特定行為に係る看護師の研修制度については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)により、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)の一部が改正され、平成27年10月1日から施行されることとなった。</p> <p>これに伴い、平成27年3月13日に、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令(平成27年厚生労働省令第33号。以下「特定行為研修省令」という。)が公布され、同年10月1日(ただし、指定研修機関の申請に係る規定は、同年4月1日)から施行されることとなった。</p>	<p>各都道府県知事 殿</p> <p>厚生労働省医政局長</p> <p>保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について</p> <p>特定行為に係る看護師の研修制度については、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)により、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号。以下「法」という。)の一部が改正され、平成27年10月1日から施行されることとなった。</p> <p>これに伴い、平成27年3月13日に、保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令(平成27年厚生労働省令第33号。以下「特定行為研修省令」という。)が公布され、同年10月1日(ただし、指定研修機関の申請に係る規定は、同年4月1日)から施行されることとなった。</p>

新	旧
<p>この新たな研修制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としている。ついては、貴職におかれても、特定行為研修省令の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるなど、本制度の円滑な実施に御協力をお願いする。</p>	<p>この新たな研修制度は、看護師が手順書により行う特定行為を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことを目的としている。ついては、貴職におかれても、特定行為研修省令の趣旨、内容等について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知に努めるなど、本制度の円滑な実施に御協力をお願いする。</p>
<p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">記</p>
<p>第1 特定行為研修省令の趣旨 (略)</p> <p>第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1～4 (略)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5. 特定行為研修</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 特定行為研修の内容関係</p> <p>5. (1) ②及び③に関連して、共通科目の各科目の時間数には、各科目の評価に関する時間を含めて差し支えないこと。区分別科目のうち講義又は演習の時間数には、当該科目の評価のうち筆記試験に関する時間も含めて差し支えないこと。また、共通科目の各科目及び区分別科目の講義又は演習に要する時間数は、受講者の準備状況を踏まえ、当該科目に必要な時間数を満たす範囲内で、指定研修機関において適切に設定すること。</p> <p>5. (1) ④に関連して、区分別科目の実習は、患者に対する実技を原則とし、当該指定研修機関が設定した特定行為研修の到達目標が達成されるよう、<u>行為の難度に応じた設定</u>にするとともに、<u>研修修了に必要な患者に対する実技の症例数については、受講する看護師の習得状況等を踏まえて、適</u></p>	<p>第1 特定行為研修省令の趣旨 (略)</p> <p>第2 特定行為研修省令の内容及び具体的な運用基準</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1～4 (略)</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">5. 特定行為研修</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 特定行為研修の内容関係</p> <p>5. (1) ②及び③に関連して、共通科目の各科目の時間数には、各科目の評価に関する時間を含めて差し支えないこと。区分別科目のうち講義又は演習の時間数には、当該科目の評価のうち筆記試験に関する時間も含めて差し支えないこと。また、共通科目の各科目及び区分別科目の講義又は演習に要する時間数は、受講者の準備状況を踏まえ、当該科目に必要な時間数を満たす範囲内で、指定研修機関において適切に設定すること。</p> <p>5. (1) ④に関連して、区分別科目の実習は、患者に対する実技を原則とし、当該指定研修機関が設定した特定行為研修の到達目標が達成されるよう、<u>行為の難度に応じて5例又は10例程度の必要な症例数を指定研修機関において適切に設定すること。患者に対する実技を行う実習の前には、ペ</u></p>

新	旧
<p>切に設定すること。<u>その際、直接指導を行った指導者の意見を踏まえ、特定行為研修管理委員会で決定すること。</u>また、患者に対する実技を行う実習の前には、ペーパーシミュレーション、ロールプレイ、模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションを積極的に活用した学習を行うこと。ただし、これらは実習の症例数には含まないこと。なお、「皮膚損傷に係る薬剤投与関連」の実習については、必要症例数を満たせない場合は、シミュレーター等を利用して患者に対して実施する実習と遜色のない実習を実施する場合に限り、実習の症例数に含める取扱いとして差し支えない。</p> <p>③ 特定行為研修の研修方法関係</p> <p>5. (1) ⑤に関連して、共通科目の各科目及び区分別科目の研修方法は別紙5のとおりとし、講義又は演習及び実習の具体的な方法は、受講者の準備状況を踏まえ、指定研修機関において適切に設定すること。また、指定研修機関は、協力施設と連携協力し、講義又は演習及び実習を行うことができること。</p> <p>さらに、指定研修機関は、受講者の準備状況を考慮し、研修開始時に能力評価を実施し、各受講者の知識及び技能に応じ補習を行うこと。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 特定行為研修の評価関係</p> <p>5. (1) ⑨に関連して、共通科目の各科目及び区分別科目の履修の成果は、受講者が当該科目に必要な時間数及び症例数以上受講していることを確認するとともに、別紙7の評価方法により評価を行うこと。なお、実技試験 (Objective Structured Clinical Examination (OSCE)) については、指定研修機関及び実習を行う協力施設以外の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者を含む体制で行うこと。また、筆記試験及</p>	<p>ーパーシミュレーション、ロールプレイ、模擬患者の活用、シミュレーターの利用等のシミュレーションによる学習を行うこと。ただし、これらは実習の症例数には含まないこと。なお、「皮膚損傷に係る薬剤投与関連」の実習については、必要症例数を満たせない場合は、シミュレーター等を利用して患者に対して実施する実習と遜色のない実習を実施する場合に限り、実習の症例数に含める取扱いとして差し支えない。</p> <p>③ 特定行為研修の研修方法関係</p> <p>5. (1) ⑤に関連して、共通科目の各科目及び区分別科目の研修方法は別紙5のとおりとし、講義又は演習及び実習の具体的な方法は、受講者の準備状況を踏まえ、指定研修機関において適切に設定すること。また、指定研修機関は、協力施設と連携協力し、講義又は演習及び実習を行うことができること。</p> <p>さらに、指定研修機関は、受講者の準備状況を考慮し、研修開始時に能力評価を実施し、各受講者の知識及び技能に応じ補習を行うことが望ましいこと。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 特定行為研修の評価関係</p> <p>5. (1) ⑨に関連して、共通科目の各科目及び区分別科目の履修の成果は、受講者が当該科目に必要な時間数及び症例数以上受講していることを確認するとともに、別紙7の評価方法により評価を行うこと。なお、実技試験 (Objective Structured Clinical Examination (OSCE)) については、指定研修機関及び実習を行う協力施設以外の医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者を含む体制で行うこと。また、筆記試験及</p>

新	旧
<p>び構造化された評価表を用いた観察評価については、指定研修機関及び実習を行う協力施設以外の医師、歯科医師、薬剤師及び看護師その他の医療関係者を含む体制で行うことが望ましいこと。</p> <p><u>また、次のア～ウを満たす機関であって、当該機関が上記評価により到達目標に達していることを認める場合は、科目単位で履修証明書を発行することができること。</u></p> <p><u>ア 別紙3の「学ぶべき事項」を網羅した研修内容であること。</u></p> <p><u>イ 研修は各科目で理解度を確認する構造になっていること。</u></p> <p><u>ウ 別紙8の共通科目、区分別科目の到達目標に到達していることを確認していること。</u></p> <p><u>さらに、履修証明書を発行する際は、次のa～fまでに掲げる事項を当該証明書に含むこと。</u></p> <p><u>a 受講者氏名</u></p> <p><u>b 看護師籍登録番号</u></p> <p><u>c 履修した科目、受講期間、使用した共通科目の通信教材</u></p> <p><u>d 評価結果</u></p> <p><u>e 履修証明発行機関名・責任者名</u></p> <p><u>f 発行年月日</u></p>	<p>び構造化された評価表を用いた観察評価については、指定研修機関及び実習を行う協力施設以外の医師、歯科医師、薬剤師及び看護師その他の医療関係者を含む体制で行うことが望ましいこと。</p>
<p>6. 指定研修機関</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 特定行為研修の記録の保存</p> <p>指定研修機関は、帳簿を備え、特定行為研修を受けた看護師に関する次に掲げる事項を記載し、指定の取消しを受けるまでこれを保存しなければならないこと。また、当該保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができること。（法第37条の4、特定行為研修省令第16条関係）</p> <p>①～⑤ (略)</p>	<p>6. 指定研修機関</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 特定行為研修の記録の保存</p> <p>指定研修機関は、帳簿を備え、特定行為研修を受けた看護師に関する次に掲げる事項を記載し、指定の取消しを受けるまでこれを保存しなければならないこと。また、当該保存は、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による記録に係る記録媒体により行うことができること。（法第37条の4、特定行為研修省令第16条関係）</p> <p>①～⑤ (略)</p>

新	旧
<p>なお、指定の取消しを受けた場合においても、指定研修機関の機能を他の指定研修機関に引き継ぐこととし、引き継いだ指定研修機関が、①～⑤について保存すること。</p> <p>(12) ～ (13) (略)</p> <p>(14) 留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 指定研修機関の指定の基準関係 6. (2) ①に関連して、指定研修機関は、5. (1)に定める特定行為研修の基準に則った特定行為研修計画を作成すること。特定行為研修計画には、次のイ～チまでに掲げる事項が定められていること。なお、共通科目の「医療安全学」と「特定行為実践」については、両科目を一体的に計画することが望ましいこと。その場合、科目ごとに記載を求める事項について、当該計画に基づき一体的に記載して差し支えないこと。また、各指定研修機関が定めているイ～チまでに掲げる事項を含むシラバスを提出する形で代替して差し支えないこと。</p> <p>イ～へ (略)</p> <p>ト 特定行為研修の協力施設 講義又は演習及び実習を協力施設と連携協力して行う場合は、協力施設の名称、協力施設が行う研修の内容及び期間を記載すること。</p> <p>チ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ 領域別パッケージ研修の実施関係 新たに指定研修機関の指定を受けようとする者が、領域別パッケージ研修を実施しようとする場合は、領域別パッケージ研修の実施について記載した指定申請書(様式A)を提出することにより、厚生労働大臣の認定の申請をすること。指定研修機関が新たに領域別パッケージ研修を実施</p>	<p>なお、指定の取消しを受けた場合においても、指定研修機関の機能を他の指定研修機関に引き継いだ場合は、引き継いだ指定研修機関が、①～⑤について保存すること。</p> <p>(12) ～ (13) (略)</p> <p>(14) 留意事項</p> <p>① (略)</p> <p>② 指定研修機関の指定の基準関係 6. (2) ①に関連して、指定研修機関は、5. (1)に定める特定行為研修の基準に則った特定行為研修計画を作成すること。特定行為研修計画には、次のイ～チまでに掲げる事項が定められていること。なお、共通科目の「医療安全学」と「特定行為実践」については、両科目を一体的に計画することが望ましいこと。その場合、科目ごとに記載を求める事項について、当該計画に基づき一体的に記載して差し支えないこと。また、各指定研修機関が定めているイ～チまでに掲げる事項を含むシラバスを提出する形で代替して差し支えないこと。</p> <p>イ～へ (略)</p> <p>ト 特定行為研修の協力施設 講義又は演習及び実習を協力施設と連携協力して行う場合は、協力施設の名称、協力施設が行う研修の内容及び期間、<u>当該協力施設における特定行為研修の実施責任者並びに指導者の氏名及び担当分野</u>を記載すること。</p> <p>チ (略)</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>⑥ 領域別パッケージ研修の実施関係 新たに指定研修機関の指定を受けようとする者が、領域別パッケージ研修を実施しようとする場合は、領域別パッケージ研修の実施について記載した指定申請書(様式A)を提出することにより、厚生労働大臣の認定の申請をすること。指定研修機関が新たに領域別パッケージ研修を実施</p>

新	旧
<p>しようとする場合は、領域別パッケージ研修の実施について記載した指定研修機関変更届出書又は特定行為区分変更申請書（様式A）を提出することにより、厚生労働大臣の認定の申請をすること。<u>6.（4）に関連し、指定研修機関が指定研修機関変更届出書（様式A）を提出する場合は、領域別パッケージ研修の開始前に提出すること。</u>なお、6.（5）に関連し、指定研修機関が特定行為区分変更申請書（様式A）を提出する時点において、領域別パッケージ研修の実施を計画している場合は、様式Aにおいて領域別パッケージ研修の計画についても記載すること。</p> <p>7. 施行期日等 （略）</p> <p>第3 留意事項 1～2 （略） 3 特定行為研修を修了した看護師は、実際に患者に対して特定行為を行う前に、当該特定行為を行う医療現場において、当該特定行為を安全に行うことができるよう、当該特定行為に係る知識及び技能に関して事前の確認を受けること。<u>また、研修修了後初めて患者に対して特定行為を行う場合は、医師と共に実施することが望ましいこと。</u></p> <p>別紙1 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入 医師の指示の下、手順書により、身体所見（末梢血管の状態に基づく末梢静脈点滴実施の困難さ、食事摂取量等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、超音波検査において穿刺静脈を選択し、経皮的に肘静脈又は上腕静脈を穿刺し、<u>ガイドワイヤーを血管内に挿入し、末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテル（腋窩静脈近傍にカテーテル先端が位置するカ</u></p>	<p>しようとする場合は、領域別パッケージ研修の実施について記載した指定研修機関変更届出書又は特定行為区分変更申請書（様式A）を提出することにより、厚生労働大臣の認定の申請をすること。なお、6.（5）に関連し、指定研修機関が特定行為区分変更申請書（様式A）を提出する時点において、領域別パッケージ研修の実施を計画している場合は、様式Aにおいて領域別パッケージ研修の計画についても記載すること。</p> <p>7. 施行期日等 （略）</p> <p>第3 留意事項 1～2 （略） 3 特定行為研修を修了した看護師は、実際に患者に対して特定行為を行う前に、当該特定行為を行う医療現場において、当該特定行為を安全に行うことができるよう、当該特定行為に係る知識及び技能に関して事前の確認を受けることが望ましいこと。</p> <p>別紙1 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入 医師の指示の下、手順書により、身体所見（末梢血管の状態に基づく末梢静脈点滴実施の困難さ、食事摂取量等）及び検査結果等が医師から指示された病状の範囲にあることを確認し、超音波検査において穿刺静脈を選択し、経皮的に肘静脈又は上腕静脈を穿刺し、末梢留置型中心静脈注射用カテーテル（PICC）を挿入する。</p>

新	旧
<p><u>テーテル</u>)・末梢留置型中心静脈注射用カテーテル (PICC) を挿入する。</p> <p>別紙 2～5 (略)</p> <p>別紙 6 3. <u>周術期</u>麻酔管理領域</p> <p>別紙 7 【区分別科目】 <u>患者に対する</u>実習の観察評価</p> <p>別紙 8 <u>(別添のとおり改正)</u></p>	<p>別紙 2～5 (略)</p> <p>別紙 6 3. <u>術中</u>麻酔管理領域</p> <p>別紙 7 【区分別科目】 <u>各種</u>実習の観察評価</p> <p>別紙 8 <u>(略)</u></p>